⑬　(9)から⑫までにより整理された三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの費用のうち、特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⑭　(6)により整理されたネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　(9)、⑪及び⑫により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、(9)、⑪及び⑫により整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　(9)、⑪及び⑫により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、(9)、⑪及び⑫により整理された非特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⑮　(6)により整理された非ネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑩から⑫までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑩から⑫までで整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑩から⑫までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑩から⑫までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⑯　(3)、(6)及び(7)により整理された離島等供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

７．上記までにより各部門に整理された電気事業収益、電気事業費用、電気事業外収益及び電気事業外費用を、次の式により税引前当期純利益又は純損失に整理すること。

電気事業収益－電気事業費用＋電気事業外収益－電気事業外費用

８．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、５．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

９．７．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、８．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第２

費用等の項目	一般管理費		（削る）		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	（削る）	（削る）	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	（削る）	（削る）	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—

別表第３

費用等の項目	一般管理費		変電費		販売費並びに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	二	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	二	同上	同上	—